

第2回 八王子市公文書館整備に関する有識者検討会会議録

開催日時	令和3年（2021年）2月26日（金） 午後2時15分から午後4時15分まで
開催場所	八王子市役所 本庁舎 事務棟3階 包括外部監査執務室
出席者氏名 （委員）	友岡史仁委員、森本祥子委員、太田浩市委員
出席者氏名 （講師）	板橋区公文書館 副館長 桑畑陽一、専門員 西光三
出席者氏名 （事務局）	市川厚夫公文書管理課課長、高山公男同課主査、安川雄大同課主事、鈴木麻里同課歴史的文書管理専門員
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 板橋区公文書館の実情等について 2 八王子市公文書館整備の考え方の検討 3 その他
傍聴者の数	0名
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2回八王子市公文書館整備に関する有識者検討会次第 2 公文書館整備に関する有識者検討会 質問事項 3 八王子市公文書館整備の考え方（案）【資料1】 4 八王子市公文書館整備の考え方（案）に対する意見【資料2】 5 八王子市公文書館整備に向けた意見（案）【資料3】 <p>（参考）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 見学会用資料 2 板橋区公文書館MAP等 3 電子版 公文書館機能ガイドブック

●板橋区公文書館の実情等について

【●●座長】 それでは第2回公文書館整備に関する有識者検討会を開催いたします。

今回は●●委員が御参加できないということですが、意見等に関しては事前にお出しいただいていると思います。今日は、今後八王子市で公文書館、公文書館機能について検討していく上で、先行する自治体である板橋区公文書館から、アドバイザーとして桑畑副館長にお越しいただいております。年度末のお忙しい中、またこういったなかなか集まりにくい状況の中ですけれども、お時間頂戴しましてありがとうございます。

事前に板橋区の資料を様々いただいておりますが、それでは早速、板橋区の先行事例についてお話を伺えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局から副館長の紹介をいただけるということですので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 はい。よろしくお願いいたします。それでは、本日は公文書館を設置される先進自治体として、板橋区総務部政情報課情報公開グループ公文書館副館長の桑畑様、また同館の公文書館専門員の西様に、今日は業務御多忙の中御出席いただいております。

この後、お話があるかと思いますが、板橋区は2000年4月に公文書館を開設し、公文書館の運営を20年以上経験されております。また、板橋区公文書館は旧板橋第三小学校の校舎を活用し、公文書館として整備もされておられます。本市が旧小学校の跡地を利用して公文書館を整備しようとしていることなどから、貴重なお話が伺えると思っております。お聞きしたいことを事前に質問としてお願いしてはおりますが、桑畑様の進め方で結構ですので、お話を伺えたらと思います。それでは桑畑様、よろしくお願いいたします。

【板橋区職員】 はい。よろしくお願いいたします。

ではさっそく、説明させていただきます。私は、当館の副館長の桑畑と申します。昨年度からこちらに勤務しております。今日は、全体の話を私がお話した後、質問等、色々なこともありますので、平成18年から板橋区公文書館に専門員としてずっと働いていただいている非常勤、制度的には会計年度任用職員ですけれども、西にサポートをお願いしております。今日は事務局から施設整備のを中心に、という御注文をいただいておりますので、そのへんを意識しながら説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして、本来であれば、公文書館の館長が挨拶ということですがけれども、組織の部分で簡単に触れますけれども、区政情報課長と言いまして、板橋区の本庁舎の、区政情報課の課長が、板橋区公文書館の館長も兼務しております。私も再任用ですけれども、退職し

て2年になりますが、現場の責任者ということで昨年から赴任して公文書館の事務を担当しております。よろしくお願いいたします。

公文書館の設立を簡単に言いますと、ほかの自治体でもそうだと思いますけれども、きっかけは平成2年から区史編さん事業が開始されまして、最終的には区史の編さんが終わったのは平成11年なので、結構長い間区としては区史編さん事業をやっていたわけですが、その間の平成10年度辺りから、せっかく区史編さんで収集された貴重な資料をなんとか公文書館の開設に結び付けられないかということで、公文書館開設準備室を平成10年度に設置して、平成12年、初めて公文書館として。実際には今の小学校の跡地に来る前の平成12年に、区内の施設でオープンしまして、2年を経てから旧板橋第三小学校が閉校になりましたので、その校舎に平成14年に移転しております。公文書館としては20年を迎えましたが、学校の跡地、統廃合の跡地を使って運営しているのは18年位を迎えたということになります。

御存じの通り、23区でも、施設としての公文書館としてスタートしたのは23区でも初めてだったので、開設当時、特に廃校を利用した施設で公文書館を建てたのが草分けと言いますか、初めてだったということもあって、当時の資料等を見ると、かなりの地方公共団体の方々の視察が多かったという記録を、私も見たことがあります。最近はそんなにないですけども、久しぶりに八王子市から、設置に関して教えてくださいとオーダーが来ました。

ちょうど、建物自体が現在60年位経っています。ちょうど18年位前から、この施設で公文書館として運用しているわけですが、やはり建物の老朽化が最近特に目立つようになってきてまして。この建物がどうこうという話でもないのですが、耐震性の問題とか、最終的には区として解体をしたいという話も聞いたり。かといって、このコロナ禍等で予算も厳しいということもありまして、一時期移転の話もありましたが、今後につきましては明確な方針は示されておりませんが、あと何年位ここにいられるのかなとか。学校の空き教室を使った公文書館ですけども、建物の半分位耐震性の問題から取り壊しています。空きスペースがなくなりまして、あと4、5年は大丈夫だと思うのですが、これから長期的にスペースをどう確保するかというのが、そろそろ課題になってくるのかなと考えております。

複合施設のメリット・デメリット、施設・設備の点で色々な疑問があるかと思いますが、やはり色々なメリットもありますけれども、学校の施設を公文書館、複合施設と利用する

としますと、仕様が学校なので改修費用がかかります。当時の資料を見ますと、ざっと1億円位、改修費用にかけております。内容を申し上げますと、学校と区民の方々が利用する一般の施設と違うのが、消防法の対応ということですね。階段の防火壁だったり、非常用の照明だったり、電気工事だったりというのが、法的に整備する必要が出てきております。消防法に関係する工事が2千百万円位、電気工事が2千万円位。内装とか冷暖房、照明、これが3千万円位。その他もろもろ経費、工事で、当時のお金で1億円位かけております。建物が60年経ったということで、今年もちょっと冷房の効きが悪いとか、たまたまちょっとトイレが詰まったとか、排水関係ですか、雨漏りがするとか、そういった現象がちらほらと見られるので。来年からは、複合施設でいろいろ入っていたのですが、私どもの方で建物の大屋さんをするということになりまして、事務的にも施設の維持管理ということで結構大変だなということを日々感じながら事務をしているところです。

それから、施設の概要というか、面積の話をしてしますと、建物が3階建てになっていて、1階が「ボランティアセンター」と言いまして、区民の方の出入りが頻繁にある施設です。基本的には貸し部屋、ホールや会議室などが4つ位ありまして、ふらっと入れるサロンのような部屋があったりして、外国人の方も含めていろいろな方が出入りしているので、結構人がおります。社会福祉協議会のほうで管理しています。コロナ禍になりまして、昨年位から、人は制限しているようではありますが、結構人は来ています。

2階に公文書館を設置しております。私は、教育委員会に勤めていたときに板橋第三小を統廃合した張本人で、閉校直前まで足しげくこの校舎に通っていました。今の公文書館の事務室が、当時の図書室でした。なんとなく小学校の図書室位の大きさというふうに連想していただければ分かりやすいかなと思います。事務机が6個位置いておりまして、閲覧できるテーブルが2つ置いています。壁には人気がある本をセレクトしまして、気軽に貴重な書類が見られるような体制にしています。地図であるとか、意外と人気があるのは中学校の周年行事で作成した冊子ですかね、結構人気がありますね。なるべく多くの方に利用していただきたいので、マニアックな古文書などではなく、誰でも気軽に、見て楽しいものを閲覧に置いています。書類と、写真が豊富にありますので、写真が欲しいという方が頻繁にいらしています。昔の小学校の図書室が閲覧室・事務室と考えていただいて、平米でいうと約100平米位ですね。それから、書庫を3つ設置しています。私どもは第一書庫、第二書庫、第三書庫と呼んでいますけれども、この書庫の大きさが小学校の教室の大きさと同じです。教室の大きさが68.22平米ですが、一教室を使っている。第一

書庫の中に移管文書いわゆる行政公文書、業務の中で発生する公文書を中心に保管しております。第二書庫のほうに行政刊行物を、系統的に各主管課が刊行物を作成しますと、公文書館に2部、閲覧用として1部、保存用に1部送られてきますので、相当の量を教室に保管しています。第三書庫にはその他もろもろ、地域の資料であったり地図であったり、写真など貴重な資料が保管されております。

3つの教室も、20年経ちますと目いっぱい入ってしまっていて、あと5年位すれば満杯になるのではという心配をしております。私の率直な感想を申し上げますと、やっぱり設立した当時は、オープンして、見せられるものが少ないといけないので、収集をかなり積極的にやっていたらっしゃる。最終的に残す移管文書であったとしても、今だったら保存しないものも昔は保存しているのかなという感じがします。開設当時はとりあえず収集しようとする。たくさん収集して、多くの方々に見ていただきたいという気持ちが強かったと思うのですよね。当初と、20年経った今とで考えると、一杯になった原因の中には、当初一生懸命収集したこともあるのではないかと。一回収集しますと、処分がなかなか人間はできないですよね。こんなに今いるのかな、東京都にも置いてあるよねというものもありました。意外とボディーブローのように、スペースの問題が、年数がたてばたつ程、大きくなるのかなと実感しております。

公文書館というのが、私が個人的に言うと、年を重ねれば重ねるほど重要性が増してくるというか。まるでワインみたいに、設立当初は、こんな文書は後でどうなるのかなと思っても、50年100年経って、「ああすごい資料だな」とわかってくるというのと同じように、当初は何も分からないで収集というのがあったのかなという感じがしています。設立すると、皆さん今の職員と比べ物にならない位、熱気というか、設立当時のパワーがすごいものがあって、見学も結構多かったので、人に見せるという要素も結構大きかったのではないかなと感じております。

建物は、1960年に建ちましたので、約60年経過しております。

予算的なお話をさせていただきますでしょうか。やはり20年たってきて、当初の予算からはだいぶ変わってきております。今年の職員の構成を言いますと、正規職員1名、再任用1名、会計年度任用職員が5名いますけれども、1名は本庁のほうに配置されておりますので4名、ですから総勢6名で公文書移管を運営しておりますが。専門員は月16日勤務していただいておりますけれども、その金額が2千万円位、予算の中で占めておまして、これが一番大きな経費かなと思います。公文書をマイクロ撮影したり、修復したり、古い

刊行物を製本したり、色々なことをやっていますけれども、166万9千円なので、200万円を切る、人件費の10分の1位で運営しているという感じですかね。建物の維持管理が大きくて、2千万円位予算的にはかかっています。令和3年度の予算でいいますと、トータル4千3百万円位で、その中の2,000万円が人件費、2000万円が建物の維持管理、160万円位が通常の事務の運営経費という感じで運営しております。

実際の利用人数ですけれども、日曜・月曜を休館としているので、土曜は勤めている方でも利用できます。祝日も開いております。昨年はコロナの影響をかぶっておりますので、一年間の来館者数が1,231人ということで、かなり実績からすると低いほうですかね。1日平均にならしますと、4.79人という数字ですので、1日8時間開けておいて5人位しか来ないという状況なので。図書館と違って、1人の方が来ると長い時間テーブルなどを占有するというのがありますけれども、それにしても利用人数が少ないというのが大きな課題にはなっています。ちなみに平成30年度は1,671人で、一日あたり6.50人ですから、ちょうど20年経って、区の当局からも、特色ある施設だし、色々なPRをして来館者増に努めろということは言われているところです。色々な工夫はしていますけれども。来年度も新たな事業というのを考えてはいますけれども、なるべく多くの方が公文書館というのを、存在自体をどれ位知っているかなというものが、課題となっています。もう少し地域に根差して、地域の公文書館というのを前面に出してやりたいと、私は考えています。

八王子市は4月に公文書管理条例を定めて、公文書管理法に基づく公文書館の構想にすると聞いています。板橋区は公文書館の設立が古いけれども、まだ公文書管理条例の設置まではやっておりませんので、機関アーカイブズ、収集アーカイブズと言われてはいますけれども、どちらかというとなら収集アーカイブズのほうですかね。区史編さんから公文書館を設立したという経緯があるのはもちろんですが、

私の感想だと、利用状況が公文書を閲覧する方というのは少ないですね。実際に利用する方というのは、役所の方にはかなり認知されているので、事務所に置いていないけれども公文書館に行けばあるだろうということで、職員の閲覧はたくさんあります。ただ、区民の方から公文書を見たいというのは本当に少ないですね。区民の方は、地域の歴史であったり、区史編さんで収集した貴重な歴史関係の書類であったり写真であったり、行政刊行物など、見て分かりやすいものを好んで閲覧なさっているのが現状です。

所蔵品につきましては、かなり多くの写真を持っているので、マスコミをはじめ区民の

方も、写真に対するニーズが非常に高いです。逆に言うと、写真がなかったら人が来るかなどそういう面もありますけれども。写真というのは非常に見てすぐ分かる、分かりやすい媒体なので。いろいろな方に馴染みやすいのかなと思います。

それから、公文書の移管の話ですが、どれ位移管されているかということ、令和元年度の実績で申し上げますと、廃棄になった公文書が6万1千5件。移管するか、最終的に公文書館に保管するかどうか、現物を下さいと指定したものが5千67件。最終的にファイルボックスに詰めて登録したものが1,442件ということで、登録率2.4%位を保存しています。設立当初は、2.4%よりもかなりの比率で保管されていたということのようです。分量も、赤いファイルボックスで40箱位発生しております。書庫の棚で言いますと、2段半、3段弱位の公文書が発生しております。

それから、櫻井徳太郎文庫と言いまして。3階には、公文書館とは直接の強い関連はないのですけれども、櫻井徳太郎文庫というのがあります。櫻井徳太郎さんという方は、区内在住で、日本民俗学の大家で日本宗教史の権威で、駒澤大学の学長もされて、板橋区の区史編さんの統括をお願いしている方なのですが、その方の寄贈された図書が3万8千冊ありまして、3階の3教室は櫻井徳太郎文庫で使っています。櫻井徳太郎文庫は、毎年寄贈とかはありませんので、固定で、増えるという心配はありませんけれども。区としては、櫻井徳太郎賞とか、色々なことで、櫻井徳太郎さんの啓蒙活動をしておりますけれども、今一つ区民の方に認知されていない部分もあります。せっかく3階に櫻井徳太郎の文庫があるのですけれども、公文書館の来館と連動して、お互いに相乗効果を出しているとは言い難い。もうちょっとPRをしたいですね。数年前には生誕100年を迎えたので、大々的に区としてもPRをして、小中学生に冊子を配布したりしたのですが、今一つ集客力という観点からいうと、閲覧数を見ると、もう少し皆さんに利用してもらいたいなというところではあります。

事務局からいただいた質問を見ますと、連携という質問もありましたので、状況だけお話しさせていただきますと、区内の郷土資料館があります。職員7名、学芸員4名で運営されております。図書館は、来月28日に新しい中央図書館がオープンしますけれども、中央図書館と地域図書館は10館あります。地域図書館は10館ありますが、職員は指定管理で正規職員は配置しておりません。

それから学校の統廃合の状況ですけれども、ちょうど板橋区公文書館がある板橋第三小学校が平成13年度をもちまして廃校になりまして、その当時小学校が55校、中学校が

24校ありました。直近でいいますと、小学校が51校、中学校が22校なので、小学校が4校、中学校が2校減っています。小学校が4校減りましたが、一つがこの板橋第三小学校で、もう一つは高齢者施設に完全に転用されています。もう一つは校舎を解体して跡形もありません。もう一つの学校は書庫であるとか、色々な用途で使われておまして、意外と空きがない状況ですね。中学校につきましても、不登校の施設であったり、地域センターが入っていたり、行政もスペースが足りないということで書庫の需要が高くて、空いている部屋が出て、そこを使いたいという所管は多いだろうと考えております。

あとは時間もありますので、質問事項に忠実にお答えしたいと思います。

質問1、図書館、郷土資料館との連携ですね。図書館は指定管理者となっていますが、指定管理者であるがゆえというか、自分たちの図書館の活動成果のために、よくパネル展示をやっていらっしゃる。そのパネル展示で、公文書館とかなり密な関係があって、連携がとられています。郷土資料館は展示がメインなので、展示のテーマに即して関連のある、貴重な資料は公文書館にありますので、通常しなければならない展示で職員同士の色々な連携はあります。実は、新規事業で、共同での展示も構想したこともありますが、実現はしませんでした。

【板橋区職員】 専門員の西光三と申します。

複合施設のメリットを申しますと、施設の運営経費の軽減ができるとメリットがあります。また、現在、ボランティア施設と一緒になっていますが、つい最近までボローニャ絵本館も同居しておりました。この度、中央図書館が新築になりましたので離れましたが、同居している他の施設と連携しやすいということがメリットとして挙げられるかと思えます。ボランティアセンターと連携して、ボランティアフェスタというものを毎年やっているのですが、そちらに出品して展示などを行ったことがございます。そういった意味での連携をしています。複合施設のメリットと言えるかなと思います。

あとはそれを通じて来館者の増加が見込めるということがあるのかと思います。公文書館単独で存在しますと、「公文書館」という名前もあるのかもしれませんが、一般の方は「入っていいのかしら」という声をよくお聞きします。公文書館単独であると入りづらいのですが、ボランティア施設、皆さんが集える場所があると、その建物が急に入りやすくなりますので、そういうふうなメリットはあるかなと思います。公文書館単体であるよりも、多くの人の目に触れる可能性があるということ、入館に際する心理的なハードルが下がるという部分はあろうかと思えます。

デメリットの部分ですが、1階に不特定多数の人が集まります。そこに火を使える場所がありまして、給湯室ですが、ガス台も置いてある関係で、一般の方が利用するので、本来公文書館のある施設の中に火を使える場所があるというのは、いいのかなと思います。防災上のリスクになるものが存在してしまう場合があるということです。不特定多数の人が出入される場合に、こちらの目が行き届かない部分があります。火災の心配があるとか、不特定多数ということで、防犯上の問題が生じやすいというのがデメリットかなと思われま

3番目の質問で、旧小学校跡地利用のメリット・デメリットということですが、開設時の施設改修、開設準備の経費については圧縮できるというメリットはあるかと思

デメリットの部分ですが、小学校の建物ですので、本来であれば、公文書が保存されておりますので、水を使った消火というのはできるだけ避けたいという部分があります。火災時に使用されるべき不活性化ガス、粉末の消火といった、水を使わない消火設備を後付けすることが建物として難しいという部分があります。そして2番目が、旧耐震基準で建設されておりますので、強度が相対的に弱い。特にこの第三小学校は60年前の建物ですので弱いと思います。特にここは小学校ということもあって、開設時に建設関係の部署とかなりチェックはしたようなのですが、床荷重の上限が低いようです。本や紙の資料は重いので、収容可能な資料の点数が制限されてしまうというデメリットがあるかと思

4番目の、空調などの環境整備についてお話いたします。書庫スペースには、空調設備はございません。ただ、湿度は専用の除湿器を各部屋に配置しておりまして、24時間稼働させて、梅雨時期でも50%以下になるようにはしております。ただ、今のようにカラカラの状態のときに湿度を上げるような装置は全くつけておりませんので、その部分

問題があるのかなと思います。さらに見学にお見えいただくと、「学校の窓をそのまま残しているのですね」と言われることがあるのですが、学校の窓をそのままにしておりまして、そこに紫外線をカットするためのコーティングをした上で、室内側に防災カーテンをして

いるような状態です。できるだけ温度の変化をやわらげようとはしていますが、夏場は熱くなってしまう。そういった部分でも、仕様に対しての心配はあります。東京都の公文書館は、移転前の施設は高校の校舎を使っておりましたが、窓側をすべて塞いでおりました。そういった部分で書庫を作っていたわけですけれども、板橋区公文書館の場合は窓ガラスがそのまま残っておりますので、書庫の役割としてはどんなものかなと思

う次第です。公文書は赤いアーカイブボックスに保管されています。現在のところ、その中にある

公文書、20年分ございますが、温度変化による劣化等は確認されておりません。

5番目、文書の増加と書庫の関係につきましては、さきほど副館長からお話をいただいていると思うので、そちらで代えさせていただきたいと思います。

最後の質問ですけれども、時の経過ということで質問があったのですが、こちらとしてもなかなかお答えが難しい部分もあったのですけれども。公文書の閲覧請求があった場合は、必ず職員が複数名で、資料がお見せできるかということで、資料の劣化の有無を確認させていただきます。その上で、個人情報の有無の確認をいたします。個人情報が含まれている場合でも、その場でマスキングしてお見せできると判断した場合は、できる限りその段階で閲覧に供するようにしています。ただ、今回挙げられているようなケース、特に9条の部分につきましては、本庁の区政情報課の情報公開グループの担当の係長であるとか職員に、請求があった旨の情報提供をして共有した上で、協議をして、公開の可否について、できる限り見ていただくようにいたしますが、公開の可否を諮ります。また、見ていただけたとしても、公開範囲をどの程度公開するかということを、通常は当日中に閲覧に供する公文書ですが、数日いただいて、閲覧に供するという状況が生まれるかと思えます。ただ、こちらに挙げられたようなケースは非常に稀ですので、当館でも、私がいる中でこのケースに遭ったことは数える位しかないかと思えます。大半は個人情報と、ちょっとお見せできない部分をマスキングした上で、公開しているという状況になろうかと思えます。

以上です。

【●●座長】 詳しいお話をありがとうございました。事前にこちらで用意していた、事務局でまとめていた質問にもお答えいただいて、非常に参考になりました。せっかくの機会ですので、このほかに何か追加の質問ありましたら、いかがでしょうか。

【●●委員】 私から1点だけ。これから我々も公文書館を整備していく中で、市民にどれだけ関心を持ってもらえるかというのがポイントになってくると思います。副館長から、年数が経つごとに熟成されるように、重要性が増してくるというお話がありましたけれども。我々も市民に伝えていく中で、どのような表現や方法であれば伝わるのか、もう少し詳しく教えてもらえないでしょうか。

【板橋区職員】 私の率直な感想を言うと、純粋な公文書に関しては、よく行政側は区政の透明性だとか、色々なことを言うが、どういう方が公文書の閲覧にいらっしゃるかという、どちらかという前向きでない、問題として捉えて行政に物申したい方しか見な

いです。普通の区民の方々が、公文書を見たいというと、見たくないのですね。今使っている公文書は。これが30年、100年前の公文書になると、「こんな印鑑使っていたのか」とか、馴染みが出て、興味で目で見ると思うのですけれども、我々公務員が日頃使っている書類を見たいかという、見たくないと思います。展示をしても、博物館の展示と公文書館の展示を見ると、紙の展示はちょっと弱いですね。条例を定めて公文書管理法できっちりやって、行政の円滑化・透明性を図るとするのはそのとおりですけれども、区民がそれについていけないというか、そもそも今我々が使っている事務の文書に興味がないと思うのですよね。閲覧数が伸びないのも、自分が定年退職して自分史を書きたいとか、地域の歴史を掘り起こしたいとか、「ああこんない施設があるのか」「こんな貴重な資料があったのか」と驚かれるのですよ。皆さん、最初は図書館に行くと思います。図書館というのは、一般に売られている本を大量に何冊も購入して、税金を使って無料で見られるとか、歴史的な保存をするという観点が図書館にはあまりないので、区民が求めているのは図書館で捨てられていくようなものだと思います。公文書館という名前自体が浸透していないので、若い人が来ないですね。高齢者の方が多くて。大学生で歴史学科の方はいますが、研究テーマとかということなので。ふらっと立ち寄るにはハードルが高い施設だと思います。併設の施設ということであれば、図書館に行って、「ああ公文書館があるのか」という形で認知されるみたいな。単独で「公文書館」と言っても、新しい施設だったら来るかもしれませんが、廃校を使うと地味ですよね。入ってきて初めて分かる。今保管されているのもたかだか20年なので、保管している書類などを見ると、知っている職員の名前があるような、現役みたいなものですね。ところが、何十年も前の区の境界を決定した原議であるとか、古い資料を見ると「すごいなあ」と思うのですよね。これから10年20年、今の職員が全員なくなったところにその価値が出るというか。働いているときは客を呼べないと思うのですが。古くなればなるほど、輝きを増してくる。あと、23区でいうと、横並びの事業が多いので、板橋区独自の区政だとか、特色のある事業だとか残していけるか。50年100年後の方々が喜んでくれるかというのがこの施設なのだろうな、と思います。

【●●座長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

私も最近、アーカイブズの基本的な定義をしゃべったりすることも多いのですが、公文書館、アーカイブズの基本定義に戻るときに必ず言うのが、アーカイブズ、公文書館というのは設置した土台のためのものです、と。最初から歴史研究に使ってもらおうという施

設ではなくて、板橋区公文書館であれば板橋区役所が一番助かることが重要で、だから区の一部署として設置意義があるのかなど。私もそう言い聞かせながら大学に文書館で仕事していますけれども。そう考えたときに、一足飛びに歴史研究者、あるいは一般の利用者の利用をどれだけ増やすかということを考えるよりも、区の行政が確実に追える基本資料をこつこつと揃えておかれる、そうするといつかきっとその価値に気付いてもらえるということでもいいのかなという気がしました。

【板橋区職員】 区政もそうですが、設置した当初の区長と、年代が経つと変わるわけですね。最初から区民の利用する機関ではないとうたったほうがいいのではないかと思います。代々経っていくと、そういうことじゃなく、税金を使ってやっているから利用者を伸ばせ伸ばせという圧力がすごい。根本的にねじれているので。区民の方々も税金を使って建てて職員も配置するので、利用があつてなんぼという、理念から外れたところに行政ってなりやすいのですよね。そこは私も非常に感じるところです。

そもそも公文書管理法に基づいてやるというのは、事務の一環だと思っているので。それほど、区民の方の閲覧がなくても、それはそれでよくて、職員の利用が促進されたほうがいいのではと思う位です。それを、無理にいろんなことやって区民の方に認知してもらって、来てくださいというのは、ちょっと違うかなと薄々感じています。

【●●座長】 本当にそうですね。私も日頃から、組織の中の公文書館の部署が、納税課や人事課があつたりするのと同じように、組織を回す一部署として認知されるといいなと思っているのですが。現実には、利用者がどれ位いるのか、資料がどれ位利用されているのかというデータを基に、組織の中での位置付け、運営するコストをはかるときの指標にされてしまう。実際、利用を増やさなければならないということとのバランスは、非常に難しいですよ。

【板橋区職員】 板橋区にも行政評価というものがあつて。公文書館の運営というのも項目になっていまして、来館者数、Twitterの発信数、そういった指標で評価されてしまうわけです。今の制度上も、区政情報課にぶらさがっていますから、情報公開の流れでできています。本当は、条例設置していませんが、総務部の文書系の組織が本筋だろうと思っています。八王子市は条例設置していらっしゃるの、文書の発生から保存まで事務の中でやっていると思いますが、私どもはまだそこに至ってなくて、情報公開の延長線上にあつて、総務部の中にあるが文書係だとか総務部系ではないので、僕もどうなのかなとは思っています。

【●●座長】 ありがとうございます。1点だけ私からもお伺いしたいことがあります。おそらく区役所でも、文書がデジタルで発生し始めているところだと思うのですが、電子文書の受入とか保存について取り組んでいること、考えていることはおありでしょうか。

【板橋区職員】 文書管理システムは、システム化されたのが平成29年4月か7月なのですが、重要な文書が廃棄年度を迎えるのが、それから3年たち、5年たちみたいな形で、廃棄予定の文書の中で占める割合が、3分の1から4分の1位は、電子化されたデータになっております。ただ、国の公文書管理法で、電子データを原本とみなすにはある程度データ化の基準があるようだが、そこまで立派なデータではなくて、普通の文書管理システムのデータなので、各主管課にプリントアウトしてもらって紙媒体で保管しているのが現状です。「電子文書＝(イコール)原本」でデータ管理できれば、スペースの問題は解決されてしまうので、廃校とかでなくても、電子上に公文書館があればいい話なので。ただ、データ化を推進するのもやはり経費がかかるのが実情でしょうから、一番安い紙媒体に主管課で出力してもらって、こちらにもらうというシステムです。

【●●座長】 ありがとうございます。

【●●委員】 3つほど確認させていただきたいのですが。

副館長がおっしゃった点は同意していて、公文書館制度というのはそもそも情報公開の延長だから、公文書の管理に焦点を合わせるべきだと。他方で、そちらの区に関しては、学者の蔵書が寄贈されたら保管する、あるいは郷土資料館が隣にあるなど、公文書の管理、情報公開の延長線というよりは、付属的なものがメインとして存在している。そちらばかりスポットライトが当たっているとすると、本来の筋道に戻すなら、事務として分離してくださいよという動きが示される御予定ですか。

2つ目は、アーキビストが重要だと思うのですが、学者の卵をインターンで雇うとか、専門的な文書管理に関する知識の共有はなさるのか。

3つ目は、情報公開の延長ということになると、個人情報の話でもそうだが、情報の種類によっては30年経過したとしても、微妙なケースは出てくるだろうと思うのですが、事前の備えとして、不服の申し立て等があった場合に対処を用意しているのか。教えてくださいいただけますか。

【板橋区職員】 ここの建物が古いこともあって、公文書館の在り方について検討を始めなさいということ、区からも言われております。この施設だけではなく、コロナ禍の影響で財政状況が厳しくなったので、施設の管理、マネジメントの部分を精査して、経費

を削減しようという観点から求められております。

最初に会計年度任用職員が4名いると言いましたが、前向きに公文書館に受け入れたのではなく、区の人事行政として、再任用の短時間の職員が、非常に希望者が少なく、そのポストをなくすということから空きができました。その空きに対して、郷土資料館の方々から、臨時的にいらしています。ですから、数は多いですけども、認証アーキビストの資格を持っているのは、2名しかいないので、これから育てていく形しております。これは館長も含めてオーソライズした考えではないですが、望ましい在り方としては、どの方向に総務系と合わせて、そこにアーキビストがレコードマネージャーのような立場で、庁内的にも指導する立場でやるのがいいのか、それとも今までの延長線上のような形で、規模縮小して存続していくのか、選択をしなければならない時期に追い込まれています。

アーキビストの件につきましては、こういう施設にいと、短期間で異動してしまうと、アーカイブズの重要性を理解するまでもなく、職員が育たないのですよね。重要な仕事に関わるには、専門職というか、国のほうでも制度ができたので、区でも、アーキビストを採用の必須条件にするとか、色々なことに活用していきながら専門性を継続していくことが重要だと思います。トップや上司が変わったことによって、効率的な、といえども聞こえがいいが、本線から違った形で…。どうしても地味な事業なので、重要性をいかに上層部に理解していただけるかというのがカギじゃないかなと思います。

それから、個人情報扱いもそうですが、公文書館に請求があって、そんなに厳しい制限がかかるような請求自体はあまりないのですが、どちらかというと、公文書館で保管している文書と、行政文書の公開請求と関連付けて、古いものが公文書にもあるだろうという形で請求がくる場合がある。そうすると、公文書と、行政情報・個人情報の情報公開と、もともと法律で違うので、公文書館は自信を持って出しているのしょうけれども、同じ課で公文書の公開請求があって、マーキングしている内容が公文書館とあまりに逸脱した形でいってしまうのを、行政機関としてためらう部分があります。公文書館は関係ないといってしまうのでしようが、板橋区という中で見ると、同じ人が請求者として求めた場合に…。区政情報課の下にあるので、こういう形ですと協議することにはなっているのですが。そこまで深刻な事例は出ていませんけれども、行政としては、協議しましょうねと申し合わせております。

【●●委員】　　そういうような課題を克服するために条例化するという発想は、板橋区として持っておくという発想はありますか。御自身のお考えでもいいのですが。

【板橋区職員】 この御時世、情勢下の波は避けられないと思います。あとはどこで、本当に腹をくくってそういうことをやるか。それはトップ、上層部の判断に委ねられているが、私はその流れは変えられないと思っています。

【●●委員】 ありがとうございます。

【●●座長】 ありがとうございます。率直な、現場で運営なさってきたからこそのお話が聞けて、これから制度を作る八王子市の参考になったと思います。ありがとうございます。今後も、現場同士のネットワークで情報交換等していければと思いますので、よろしく願いいたします。

板橋区のお話はここまでということにさせていただきます。今日はお時間ありがとうございました。

<板橋区職員退席>

●八王子市公文書館整備の考え方の検討

【●●座長】 非常に似た状況で、参考になるところがあったかと思いました。では、次にいきたいと思います。次第に従いまして、「公文書館整備の考え方の検討」に移りたいと思います。資料を事前に用意していただいておりますので、資料について事務局から説明をお願いできますでしょうか。

【事務局】 それでは、資料の御説明をいたします。

まず、資料1「八王子市公文書館整備の考え方」です。前回の検討会后、委員の皆様から、メールにより、御意見をいただきました。資料1に、各御意見を反映しております。修正箇所につきましては、赤字でお示しました。続いて、資料2「八王子市公文書館整備の考え方（案）に対する意見」です。資料2は、メールによりいただきました各御意見を一覧化したものです。

なお、右の欄の「対応」には、御意見に対しまして、どのように対応したかを記載しております。

次に、資料3「八王子市公文書館整備に向けた意見（案）」です。これは、これまでの検討会におきまして、御意見があったものを、意見書として取りまとめたものになります。最終的には、本検討会におきまして、本意見書を確定し、市へ御提出いただきます。

なお、資料2の冒頭でお断りいたしましたが、資料3の本意見書に【課題とあるべき

姿】を文章化しましたので、資料1「八王子市公文書館整備の考え方」からは、削除いたします。

本市といたしましては、本検討会から資料3の意見書を頂戴し、公文書館の整備に向け、【課題とあるべき姿】を検討材料として、活用していきたいと考えております。

最後に、資料ではありませんが、前回の検討会の会議録について、お目通しをいただきまして、修正点を反映しました。これをもって、確定とさせていただきますので、御了承ください。

以上が、資料の説明になります。

続いて、資料2「八王子市公文書館整備の考え方（案）に対する意見」の内容について、説明したいのですが、よろしいですか。

【●●座長】 お願いします。

【事務局】 お時間の関係がありますので、必要な箇所のみ御説明いたします。

「第1 公文書館の整備に向けて」ですが、いただいた御意見に合うよう、資料1「公文書館整備の考え方」の文言の修正及び必要な説明を追記しました。次に「第2 公文書館の役割」ですが、いただいた御意見に合うよう、資料1「公文書館整備の考え方」の文言の修正及び必要な説明を追記しました。

「第3 公文書館の機能」ですが、いただいた御意見に合うよう、それぞれ、資料1「公文書館整備の考え方」の文言の修正及び必要な説明を追記しました。ただし、本項目の最後の御意見ですが、「公文書館の利用普及機能」に関しまして、“普及活動に占める業務割合について、優先順位を考慮するように”との御意見をいただいております。これにつきましては、資料3の意見書に盛り込みました。

「第4 公文書館の管理運営体制」ですが、いただいた御意見に合うよう、資料1「公文書館整備の考え方」の文言の修正をしました。

なお、本項目の最後の御意見ですが、「公文書館の管理運営体制」に関しまして、“国の公文書管理委員会に当たるような外部からの目を入れる仕組み”について御意見をいただいております。これにつきましては、資料3の意見書に盛り込みました。

次に、「第5 公文書館としての施設」ですが、本項目への御意見はありませんでした。

最後に、「その他」ですが、規則関係への対応や、都又は三多摩地域の他の自治体との連携について御意見をいただいております。これらにつきましては、資料3の意見書に盛り込みました。

ざっとではあります、頂戴しました御意見についての対応となります。事務局から説明は以上です。

【●●座長】 ありがとうございます。確認ですが、資料2で、意見と対応を対照してまとめたいただいたものが、資料1に溶け込ませてある、と。そして、資料1の課題等については、別途またまとめて資料3に最終的に抜き出せるようにして下さったという理解で合っていますでしょうか。

【事務局】 そのとおりです。

【●●座長】 ありがとうございます。おそらく、事前に出された意見をどう反映していただいたかを見るには、資料2が一番分かりやすいと思いますけれども、お気づきのところ等ありますでしょうか。この意見は、個々にばらばらと出されたものに、それぞれに事務局がバランスを取りながら対応していただいていると思うのですが、こちらの意見を取り入れているが、かえって路線がおかしくなっていないか、とか、そういった点もあり得るかと思います。お気づきのことがありましたら、御意見をいただければと思います。

【●●委員】 確認したいのですが、資料2はいいのですが、資料1と資料3の関係というのは、資料1のどこかに書いていますか。意見でこういうのがありました、考え方を出しましたという、事実関係は分かるのですが、本体の方にどう位置付けますか。書いてあれば教えてください。

2つ目は、資料2の中で、利用普及機能の話ですね。●●説が書いてあるのかなと思ったのですが、もう少し言っておいていいかなというふうに思うのは、板橋区の話からも示唆を受けるように、何が利用者に対して利用促進という形で、利用してもらう必要があるのかどうか。あった場合に、公文書館としての役割、情報公開の延長線ですよ、行政情報が歴史的な公文書という形で市民、第三者に公開することでちゃんと説明責任が市として果たされるのだというような趣旨は書いておいた方がいいのではないですか。郷土資料的なもので、こんなものがあるからどうぞ、こんなものが存在するのだからこれを見てよ、というのではなくて、もう少し狭める形で利用者へのアピールの仕方があるのではないかと。そういうふうな視点で、正直に言うと、本体に書いてほしいなという気持ちが強いのですよね。それが私の強い意見です。

【事務局】 事務局からお答えをします。まず、資料1と資料3の関係ですが、特に資料1に資料3の意見について記載はしておりません。本検討会から意見書として提出されたというのは、時系列というか、そういうものでは残しますが、資料1には記載しており

ません。

【●●委員】 書かなくていいですか。検討会はこの文書に対して意見したわけですから一体ですよ。議事録として残すかどうかというよりも、考え方に、こんな意見がありました、と。でもなかなか書き込みがしにくいので、その辺りは今後の課題としてこんな意見があったというふうなことを、別途添付などで一体として示すことはできないのでしょうか。

【事務局】 おそらく、資料1は今後、基本方針みたいなものになると思います。そして、市が基本方針として決定するに当たっては、庁議に諮ることになります。庁議に諮る際に、外部検討会でこういった御意見をいただいて、こういったものをここに反映していただきますというのを、庁議の中でも話をして進めます。

【●●委員】 考え方の本体そのものに、検討会で検討しましたという事実関係が、時系列で書いていたかな、と思ひまして。どこかに書いていましたか。

【事務局】 書いていないですね。

【●●委員】 書いていない。そうすると、我々は、意見を言った発信者としての立場が、ここには反映されないですね。こういったことを言っていたよ、ということを庁議の中ではおっしゃってくださるのは光栄だけれども。やはり、第三者の目線から議論しましたよ、意見もありましたよ、こんな意見があったのですと。あとは行政の裁量で、この考え方を中心に制度を作っていくというのは、それは自由だと思うのですが。意見というものが出たというのは、この「考え方」の中で触れることはできないのかな、ということが、私は文章の書き方として気になったところなので、もう一度確認させてください。

【●●委員】 ●●委員がおっしゃったように、どういう意思形成過程を踏んできたのかということ、最終的に議会や市民に御説明するときに必要なになってくると思いますので。今は形になっておりませんが、そのプロセスやどのような方々にどれだけ意見を聞いてきたのか、また、計画にどう反映されているのかということ、理解できることが必要だと思いますので、伝わるような形で反映できればと思います。

【●●委員】 御配慮ありがとうございます。二つ目はどうですか？

【事務局】 利用促進についてということだと思ひのですが、これは考え方のほうに、市として、ということでしょうか。

【●●委員】 私は入れていいと思ひますけど。これは●●案ですか。

【事務局】 これは●●委員からの御意見です。

【●●委員】 では、これは●●案で、●●説もこうだろうし、私もそうですけれども。要するに、利用するというのは、郷土資料館とかみんな楽しくというアピールの仕方じゃなくて、普及という意味は、公文書管理の世界として利活用してもらおう、ないしはそういう制度の存在を知ってもらおうということが先決ですよ、と。それを考えて普及という機能がありますよということが明確になると、たががはめられると思うのですよ。さっき、板橋区として懸念というか、課題としてあったというふうに思うのですね。行政の意識として、じゃあこの資料入れてよ、こんな文書あるからこれ入れてよ、みんな客集めだからいいじゃないっていう…そういう考え方もあるだろうけれども、さきほどからの一つの課題を前提とするのだったら、もう少し情報公開の延長線として、公文書管理の意義が明確になる形で、八王子市の考えるところがそうであるなら、もう少しアピールして、この点において利用普及ということを考えるべきじゃないかと思っているということ、考え方で示すのは悪くないのではないかと思います。そういう趣旨です。

【●●委員】 さきほどの副館長の話聞いて思ったのですが、私も法務で文書審査をしているなかで、行政の施策は非常に息の長い事業が多いのですが、長年進めていくと始めたときの目的や趣旨、そのときの背景というのが移り変わっていきます。それが、毎年、行政評価で輪切りにしても、当初の目的に照らした効果や成果などがうまく精査されていないというところもあります。なかなかすぐに業務に落とし込むのは難しいですけれども、八王子市も日本遺産の認定を受けていますけれども、それをまちづくりに生かして、長い歴史の中で、八王子市がどう形作られてきたのかというのを、きちんと確認しながら、その流れの中に今の事業展開を落とし込んでいく、位置付けていくということが地方分権の中であっては求められてくると思うので。公文書そのものを見せるということよりも、内在しているというか、情報として活用してもらおうという、ソフト的に活用してもらおうという考え方が大事なのかなと思います。見せるということに重きを置き過ぎて、本来の活用価値が埋もれてしまうのは本末転倒だと思いますので。

【●●委員】 市としてオリジナリティのある考え方として前面に押し出してやっていくというのは、一つの考え方だからそれはそれでいいと思うのですよ。ただ●●委員も思っておられるだろうし、板橋区もそうだと思いますけれども、長い目で見た場合、公文書はどんどん来るわけですよ。市として、市政として説明ができるように、長きにわたって見た場合にしっかりと行政活動やっていますよ、と。その一環として市の歴史という観点から、これまで集めてきた文書というのがあるのですよと。利用価値のあるものがここ

にあります。皆さん利用できますよ。という視点が大事なのではないですか。それは情報公開の話からも、延長線として説明できるわけですよ。歴史的な、土器があるとか、埴輪が置いてあるとか、そういうふうに市民は見てくると私はそう思っていて。そういうところではないですよ、ということですよね。国立公文書館は、多岐にわたった展示会開催していて、問題ではないかというような話もあるとは思いのだけれども、私は持っているものを見せるというのは大事だと思っているのです。私自身が、国立公文書館がしっかりとやっているなど思っているのは、こんな文書に関して行政活動はこんなふうになりますよということを、プロセスとして明らかにする努力をしていると思っています。屏風ばかり見せているわけではないのだから。そういうふうな視点から、何か八王子市としても、明確に示すことができるのであれば、公文書館の価値というものがここで確定できるから、そうするとアピールの仕方もおのずと制約されて、きれいに制度の上に乗っかるのではないかというのが私の意見です。作りこみ方は一ひねりしていただければ嬉しいかなと思いますけれども。

【●●座長】 ありがとうございます。おそらく、当初から事務局から説明をいただいていたように、この考え方というのは、この検討会の意見を反映しつつも、市としての文章なので、市として現在考えている流れの範囲で対応できるところまでを、その流れとして書いていただいて。それに対して検討会からは、過剰に普及に突っ込み過ぎない方がいいですよということが検討会から出たということを踏まえつつ、この文章の流れでまとめられるところでまとめていただいて、くぎをさすというか、その部分については検討会からの意見として別途まとめて出す。場合によっては、展示等、あるいはイベント等に偏りすぎることを検討会として懸念しているのであれば、そのところを意見のほうで更にくらませて書くという選択肢もあるのかなと思います。

【●●委員】 あと、もう一つは、展示と公文書館をごっちゃにした利用だという認識があるのは問題だよ、ということなので。あくまで公文書館というのは、行政文書が歴史的な公文書として管理されている、そうした側面にスポットライトが当たることが大事だよということが全面に出ればそれで結構だと思います。

【●●委員】 おそらく公文書管理の便益というのは、単なる集客のためにあるわけではなくて、過去の歴史が今後の市の施策展開、あるいは将来の行政サービスに活かされていくかということだと思います。なかなか「公文書館」というと古文書を広げて、集客が図れるかというイメージで見られるのですけれども、本来の目的と市民の活用との balan

スを取りながら、どのように公文書館のイメージを作っていくかということも含めて考えていきたいと思います。

【●●委員】 お願いします。同意します。

【●●座長】 ありがとうございます。記憶をたどると、前回の検討会のときに、建物そのものの利用として、他に市民の方が集まる機能が予定されているということだったと思います。そちらと一緒にイベントを組むというようなことに、足を突っ込みすぎると路線が違ってしまうのではというような不安があるのではと。そのときの議論を踏まえての指摘かもしれません。

そのほかの点でいかがでしょうか。少し戻りますけれども、検討会が、この考え方そのものにも議論を反映してもらっている、検討会の議論を反映してもらっているということは何らかの形で書いていただくほうが、市としてもいいのではないかと思います。入れ方を検討していただければと思います。

【●●委員】 私は法律家ですから、しっかりと根拠規定があるのかなとか、そのバックグラウンドが制度的に説明できているかなという視点で見たら、赤字で入れていただいたとおりなので、それで結構なのかなと思いました。ただ、さきほど申し上げた点については強調しておきたいので。

【●●座長】 その他の点はよろしいでしょうか。私から出した意見は適切に反映していただいたと思っています。資料1、2の作り方はこれでいいと思っております。いったんここで、資料の内容についての確認、意見等はよろしいでしょうかね。

そうしましたら、この先、これらの意見についてはどのように反映されるかという流れ、予定について事務局から説明をお願いします。

【●●委員】 その前に一点だけ、表現方法だけ、「利用者」というのは、市民に限定するという表現で書いている印象がありましたが、それでいいですか。それでないと動いてくれないという、そういう発想かなとも思ったのだけれども、どうですか。「市民」という言葉が一番大事だとは思いますが、結果的に、第三者の利活用というのがあり得ると思うのだけれども。

【事務局】 おそらく資料3に記載した「利用者（市民）」のことかと思います。公文書館なので、利用者だけをターゲットにしてもよかったのですが、市役所という立場から市民が優先になる、市民のあるべき公文書館という意識をするべきと考えまして、このような表現にしました。決して市民の方だけが対象ということではないです。

【●●委員】 八王子市民へのアピールだからそれだということで理解していますが、利用者は市民とは限らないわけですよ。対象となるのは、厳格な意味での「市民」と読めたものですから、やや違和感があったのですけれども。その辺りは創意工夫的に意識して書いておられる部分はあったかなと思ったのですけれども。

【事務局】 そういう使い分けはしていませんね。

【●●委員】 敢えてしていない。この辺りはどうですか。確認しておきたかった。市民という表現でいいのですか、こういった場合。

【●●委員】 考え方を整理する必要があると思いますけれども。一つは、八王子市は、「八王子市市民参加条例」を制定してしまっていて、それに担保するものとして情報公開があるのだと思います。さきほどの流れもそうだと思いますが、市政にどう公文書を生かしていくかということから考えると、議論も整理しなければならないですけれども、「市民」がまずポイントになってくると思いますけれども。

【●●委員】 そうすると、利用者というのは、「市民を中心とした利用者」ではないかと思ったのだけれども。このかっこ書きも含めて、本体の文章も含めて、厳格に考えると、利用者というのはもっと広いですよ。市民というのは、行政区画に住む人間だというイメージがあるから。当然、利用者というのは、ターゲットは市民というのは私も重々承知しているけれども、利用価値を考えると、広く利用者なわけですよ。できれば表現として、「市民を中心とした利用者」という表現があると、折衷型としていいかなと。情報公開の立場からすると「何人も」になるはずですから、それだとアピールの仕方として少しまずいと思ったものだから。以上です。

【●●座長】 ありがとうございます。いま改めて見ていて、「市民を含む利用者」と最初に書いておいて、「以下、利用者とする」という書き方でも、もしかしたらありなかなと思いました。

【●●委員】 あるいは常にその言葉を入れて、「市民」を都度入れてしまうというやり方もあるとは思いますが。「市民」が絶対句だという感じで考えればね。それだとしつこいかもしれないし、●●先生がおっしゃるようなことを私は想定したのだけれども。何が重要かを考えたら、市民目線なのですよ。だからその表現は入れておくというのが、しつこいかもしれないけど、アピールとしてはいいかもしれません。

【●●座長】 その表現については、引き続き、検討いただければと思います。続きましてこの先、これらの資料をどのように集約していくかについて、事務局から予定の御

説明をお願いします。

【事務局】 今御指摘がありました点についてですが、資料1に、検討会での経過を盛り込みます。また、資料3に、利用促進の観点について、御意見として記載いたします。お話しにありました「利用者（市民）」という書き方についても修正をいたしまして、次回3月23日の検討会までに、修正したものをなるべく早くメールでお示しします。再度、御確認をいただきまして、次回3月23日の検討会で確定ということ、流れとしては考えております。

【●●座長】 2点、今後の進め方で確認させていただきたいのですけれども。資料3は、私もきちんと意見が言える状態でなくて申し訳ないのですが。どちらかというと、資料1から課題を抜き出してまとめている状況ですけれども、さきほどの普及の話にも出たように、もしかするともう少し踏み込んで、検討会としては自由に主張したいことが出てくる可能性があると思うのですけれども、単なる文言の簡単な修正ではなく、若干踏み込んで出す、それをまとめる時間的余裕を考えると、そこへの、今日の意見を反映した資料類の確認と、それへの意見をいつまでに提出するかというのを、少し早めに設定していただいて、もう一度練っていただいて、ほぼ固まったところで3月23日を迎える必要があるかなと思うのですけれども。事務局としてはいかがでしょうか。

【事務局】 はい。いただいている御意見、修正点は多くはありませんので、少なくとも来週いっぱいにはメールでお送りするようにいたします。その中で12日、15日、一週間で内容を御確認いただきます。再度、事務局が修正をいたしまして、15日の週で最終的な案をお示するというスケジュール感かなと思うのですが。

【●●座長】 繰り返しますが、今日が2月26日で、一週間位で手を入れたものがもう一度出てきて、それに対する更なるコメントがあれば3月12日まで位。それを反映して、事務局が整理してくださったものが15日の週で出てくる、というようなイメージですかね。

【●●委員】 資料3の意見と、名簿とか開催経緯とか、意思形成過程の情報は、さっきの意見という部分はいいのだけれども、我々が検討した事実関係はどこに入れるのでしょうか。考え方の本体に入れるのでしょうか。

【事務局】 はい。そういうつもりでおります。

【●●委員】 板橋区の話、インタビューも出てきますね。

【事務局】 資料3の経過の中に、今は盛り込んでおりませんが、板橋区の聞き取りの

経過も盛り込むようかなと思いますが。意見書に入れることをイメージされていますか？

【●●委員】 そうですね。経過は意見の中で入れたほうがいいかもしれないなと思ったのですね、名簿も含めて。意見というのは実施機関が反映すべき、というのがメインの考え方であって、それに付属する意見があつて。ただ、こういった経緯で、こういう考え方というのはできてきましたよ、ということだから、私は本体に入れてもいいかなと思います。ただ、今日出てきた意見というのは、板橋区の話というのはどういう形で反映できるかなというのが少し気になりましたが、その辺りは、意見として反映するのか、こういう話がありましたという議事録を添付するのか。せっかく情報として我々が共有できた部分というのはどうするのか。その辺りは●●先生、どうされますか？

【●●座長】 会議資料なのかな、という気はいたしますね。あくまで、意見として最終的にまとめるものは、それらの検討やインタビューを通じて考えたことを練って、検討会として意見にまとめるものかなと思うので。直接的なお話しだったり、やりとりだったり、議事録も資料だとすれば、会議資料かな。

【●●委員】 意見のところ、我々は利用に関して意見を言ったわけですよ。八王子市に対して、示唆的なお話を頂戴したことは事実なので。ディスカッションした中で得られたものは共有しておいたほうがいい。資料3レベルだと思いますけれども。本体に入れなくてもいいかなというのは、もちろんそうだけれども、共有できたものというがあれば、そのまとめをしていただけるといいかなと思いました。

【●●委員】 本検討会を設定し、有識者の皆様に御意見を賜って、こういう考え方をまとめましたという進め方になりますので、当然そのプロセスというのは伝わるようにしなければならぬと思います。今日の板橋区についても、座長がおっしゃるように、有識者の皆様と私も含めてお話を伺う中で、その認識、考えを計画などに反映できればいいと思います。

【●●委員】 事実関係を経過に書いていただくということで理解しましたので、それで一応納得しました。特段記すと混乱してしまうかもしれないですね。

【●●座長】 特に、具体的にこれはぜひ今日、お聞きして反映すべきだということが個別にあれば、意見のところ「他自治体の例に学んだように」など文言として入れることも可能ではないかという気がいたします。

【●●委員】 そういった趣旨で言ったのですけどね。抽象化したってかまわないと思うのですよ。それを、可能であったらピックアップして意見のところを書いていただける

と、さきほど言った話の延長線として、利用という点については縛りをかけられる、一つの根拠をかけられる。抽象化していただいかまわないので、示唆を得たという事実がどこかでわかればという趣旨です。

【●●委員】 私もその方向で整理していきたいと思います。そういった意味で今日の板橋区の意見というのも貴重な意見だと思いますので、反映していきたいと思います。

【●●座長】 ありがとうございます。だいたいこのあとの行程等も見えてきて、これで大丈夫かと思えますけれども。その他、確認しておくべきことはありますか。

まずは来週、本日のとりまとめを送っていただいて、それを検討するところに取り組みたいと思います。長くなってしまいましたが、以上で本日の第2回公文書館整備に関する有識者検討会を終了したいと思います。

〔次回以降の日程等 決定事項〕

3月23日（火）14時から開始（ウェブ会議）